

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和7年8月8日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和7年8月8日（金）午前9時～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

高齢者福祉課 奥村課長、安岡係長
公共施設マネジメント課 片桐課長

3 件名

高齢者の就労支援における今後の方向性について

4 会議結果

- ☐ 案のとおり決定する。
☒ 一部修正の上、決定する。
☐ 継続して検討する。
☐ 案を否決する。
☐ 報告を了承する。

5 会議内容

- ・高齢者就労支援の今後の方向性について、人生100年時代の中で、今後重要になってくるため、引き続きより良い住民サービスを構築していく上で、どのように地域展開していくか、再度精査すること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 福祉部高齢者福祉課

件 名		高齢者の就労支援における今後の方向性について										
現状・課題		1 市の現状 市では65歳以上の高齢者人口が最大となる令和22年(2040年)に向けて、目指すべき高齢者像の一つに「高齢になっても自分に合う仕事をしたり、地域の中で趣味やスポーツ活動、地域活動に取り組み、健康と生きがいを維持しながら、生涯現役社会を楽しんでいる」姿と第9期高齢者福祉計画で設定している。 この目指す姿を達成するために、当該計画においては、就労支援として高齢者就労指導センターにおける高齢者の就労に必要な技能の修得や教養の向上を図るための事業の実施や働く意欲のある高齢者の臨時的・短期的な就労機会の確保・提供をおこなうシルバー人材センターの取り組みを支援することとしている。 ※高齢者就労指導センターは(社)白井市シルバー人材センターが指定管理者として管理・運営をしている。										
		2 課題 高齢者就労指導センターで実施する講習会については、令和6年度の講習会受講者137名のうち79名にアンケートを行ったところ、回答者61名のうち、シルバー人材センターに登録した人が1人、一般就労についた人が1人という結果となり、受講者が就労に結びついているとは言い難い状況にある。 また、就労支援として60代高年齢者を主眼として新たな就労のために必要な技能習得等の支援を行ってきたが、近年、定年延長や企業が人材確保の観点から定年後も継続雇用するケースが増加するなどの社会情勢の変化に伴い、就労意欲のある60代高年齢者が以前より就労しやすい環境となっており、市が行う就労支援に求められる役割が変化している。 これらのことを踏まえ、市が行う高齢者の就労支援を見直す必要がある。										
		目的 ・高齢者の就労支援の方向性を定め、関連する事業等の方針を決定する。										
		対応方針 ・社会情勢の変化を踏まえ、高齢者就労指導センターで実施している講習会について内容等の見直し及び各センター等を会場とした実施に転換し、70代以上高齢者を主眼とした就労支援の充実を図る。 ・事業の見直しから必要性が薄れていく高齢者就労指導センターを令和8年度末で廃止とする。										
		論点(決定を要する事項) 今後の高齢者施策を見据えた方針の決定について										
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)		【部内調整会議】 ・シルバー人材センターの拠点確保、機能強化を含めて、廃止した後の建物の使用については公共施設マネジメント課等と福祉センターの一体的な検討の中で協議していくこと。										
今後のスケジュール		R7.11 市民説明会(意見交換会) R8.3 3月議会に施設廃止の議案提出 R8年度 施設廃止に関する周知 R9.3 設置及び管理に関する条例及び施行規則の廃止										
		項目	有無	方法(時期)			項目	有無	方法(時期)			
		条例規則	有	条例廃止(R9.3)			報道発表	無				
		議会説明	有	(R8.3)			広報・HP等	有	広報・HP(R8年度)			
		市民参加	有	説明会(R7.11)								
		付議書公表	■ 公開 □ 非公開 □ 部分非 □ 時限非 (									

高齢者の就労支援における今後の方向性について(案)

I 高齢者の就労支援の現状と課題

1 市の現状

市では65歳以上の高齢者人口が最大となる令和 22 年(2040 年)に向けて、目指すべき高齢者像の一つに「高齢になっても自分に合う仕事をしたり、地域の中で趣味やスポーツ活動、地域活動に取り組み、健康と生きがいを維持しながら、生涯現役社会を楽しんでいる」姿と第 9 期高齢者福祉計画で設定している。

この目指す姿を達成するために、当該計画においては、就労支援として高齢者就労指導センターにおける高齢者の就労に必要な技能の修得や教養の向上を図るための事業の実施や働く意欲のある高齢者の臨時的・短期的な就労機会の確保・提供をおこなうシルバー人材センターの取り組みを支援することとしている。

※高齢者就労指導センターは(社)白井市シルバー人材センターが指定管理者として管理・運営をしている。

2 課題

高齢者就労指導センターで実施する講習会については、令和 6 年度の講習会受講者 137 名のうち 79 名にアンケートを行ったところ、回答者 61 名のうち、シルバー人材センターに登録した人が1人、一般就労についた人が1人という結果となり、受講者が就労に結びついているとは言い難い状況にある。

また、就労支援として 60 代高年齢者を主眼として新たな就労のために必要な技能習得等の支援を行ってきたが、近年、定年延長や企業が人材確保の観点から定年後も継続雇用するケースが増加するなどの社会情勢の変化に伴い、就労意欲のある 60 代高年齢者が以前より就労しやすい環境となっており、市が行う就労支援に求められる役割が変化している。

これらのことを踏まえ、市が行う就労支援を見直す必要がある。

II 今後の方針

上記課題を解決するため、次の 2 つの方針を掲げる。

1 高齢者の就労支援に向けた講習の見直し

社会情勢の変化を踏まえ、70代以上の高齢者を主眼とした就労支援を行なうことにより、介護予防や健康、生きがいに繋げる。

(1)講習内容の見直し

高齢者就労指導センターで実施している講習会について、講習会のメニューや内容等をより対象者のニーズに合うものかつ就労につながるものに見直す。

(2)講習会の地域展開

70 代以上高齢者が参加しやすいよう、講習会の実施場所を駅圏や生活圏に近い場所(各センター等)にする。

なお、講習会の実施は、高齢者の就労機会の確保や提供に係るノウハウを持つシルバー人材センターに委託をする。

2 高齢者就労指導センターについて

高齢者の就労支援の促進に向けた事業実施は高齢者の社会参加活動を充実させていく上でも必要である。講習会については1に記載のとおり、駅圏等生活圏に近い場所(各センター等)での実施に転換することにより、高齢者就労指導センターを設置する必要性が薄れていくことから令和8年度末をもって廃止とする。

なお、現状、高齢者就労指導センターにおいては、認知度が低く、また、アクセスしにくい立地にあり、講習会の日以外はシルバー人材センター及びその会員の利用に限られていることから廃止による影響は少ない。

また、廃止により削減される指定管理料については、高齢者の就労支援に関する施策に活用する。

【経費の比較】

(単位:千円)

	現行(指定管理あり)*2	地域展開とした場合 (市直接管理)	備考
	指定管理料 6,430	業務委託料 3,027	
(人件費)	4,148	2,492	R8 嘱託職員の 0.7 人分相当
(事業費)	535	535	
(施設管理費)	1,747	0 →市負担へ	
施設管理費(市予算計上分)	-	1,571	現行から光熱水 費を除く
修繕費(市予算計上分)	100	100	
市負担額合計	6,530	4,698 (現行との差-1,832)	

*2 令和8年度指定管理料

※R5年に維持保全工事を終えており、数年間は大きな修繕はないと想定される。

Ⅲ その他

1 福祉センターとの一体的な維持管理の検討

公の施設として高齢者就労指導センターを廃止した後の建物の維持管理については、隣接する福祉センターが長寿命化工事(令和11年度を予定)を控えており、その前に「公共施設の最適配置等検討方針」に基づき、福祉センター全体の機能の見直しや官民連携の積極的な活用など、あり方について検討を行うこととなっていることから、両センターを一体的に検討する。

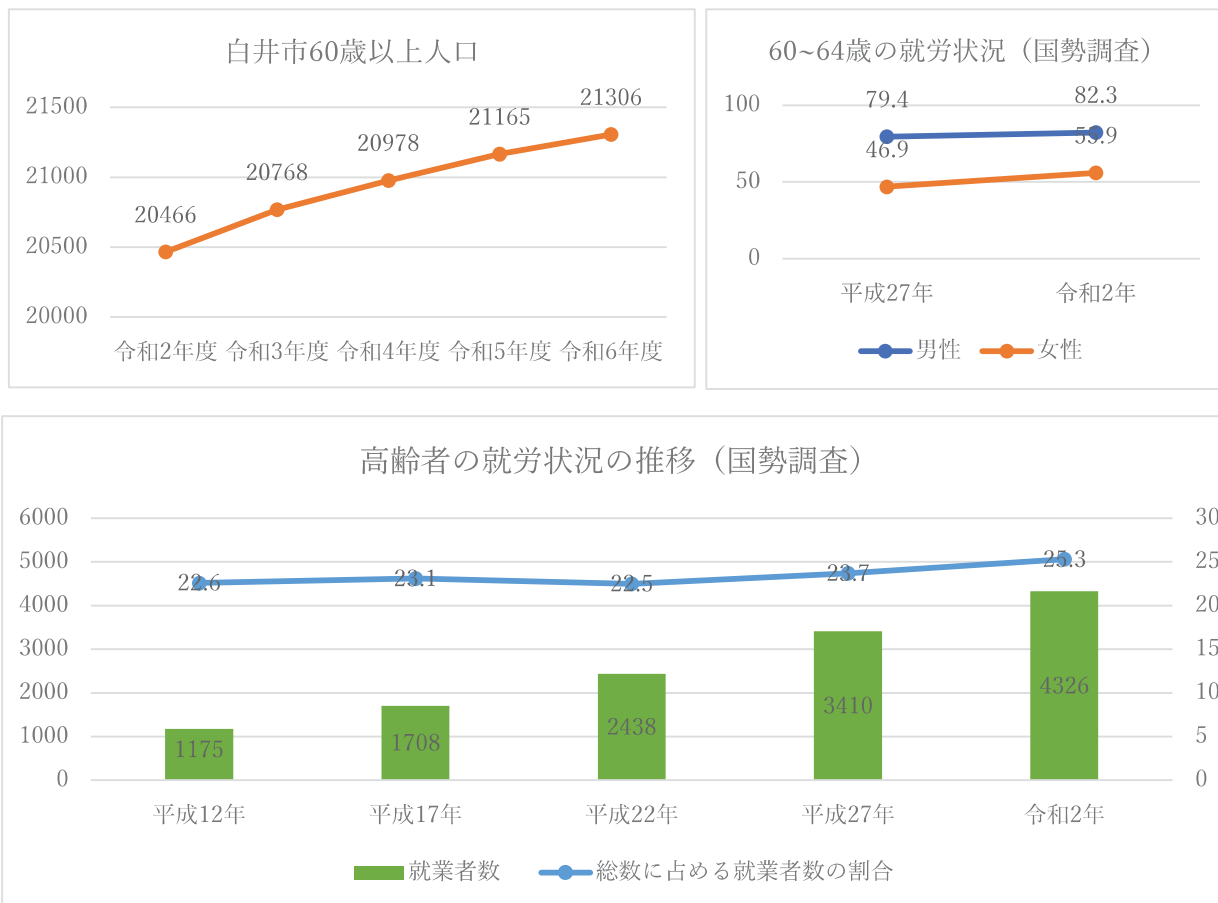
なお、高齢者就労指導センターの利用方法については、シルバー人材センターの拠点の確保等を念頭に、普通財産として建物の一部をシルバー人材センターの事務所として貸与することについて公共施設マネジメント課と協議するとともに、それ以外のスペースについては、福祉センターとの一体的検討に含めて検討していく。

IV スケジュール

	時期	高齢者就労指導センター		福祉センター	
		検討事項等	建物管理		
R7	4・5・6 月		指定管理期間	基本方針 協議 アンケート実施	
	7・8・9 月	8 月行政経営戦略会議への付議			
	10・11・12 月	11 月説明会			
R8	1・2・3 月	3 月施設廃止等議案提出			
	4・5・6 月	周知 事業委託設計		9 月基本方針決定	
	7・8・9 月				
	10・11・12 月				
R9	1・2・3 月	3 月指定管理期間終了 設置管理条例廃止			
	4・5・6 月	事業委託	【案】 市直接管理 建物の一部 を SC*に事 務所として 無償貸与		
	7・8・9 月				
	10・11・12 月				
R10	1・2・3 月	事業委託			
	4・5・6 月				
	7・8・9 月				
	10・11・12 月				
R11	1・2・3 月				
	4・5・6 月	一体的な検討結果の反映			
	7・8・9 月				

* SC：シルバー人材センター

【高齢者の状況】



【国の高齢者雇用対策の概要】

企業における安定した雇用・就業の確保

- ・60歳未満の定年禁止
- ・65歳までの雇用確保措置（義務）
 - ①65歳までの定年引上げ/②定年制の廃止/③65歳までの継続雇用制度（再雇用制度等）の導入
- ・70歳までの就業確保措置（努力義務）
 - ①70歳までの定年引上げ/②定年制の廃止/
 - ③70歳までの継続雇用制度の導入（他の事業主によるものも含む）/
 - ④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入/
 - ⑤70歳まで継続的に社会貢献活動に従事できる制度の導入
- ・60歳超雇用推進助成金

高年齢者等の再就職支援

- ・生涯現役支援窓口をハローワークに設置

地域における多様な雇用・就業機会の確保

- ・生涯現役地域づくり環境整備事業
- ・シルバー人材センターの設置

【就労指導センターの概要】

高齢者が健康で生きがいのある自立した生活を送るため、高齢者の就労に必要な技能の修得及び教養の向上に資することを目的とした施設であり、就労に必要な技能の修得や教養の向上のため、パソコン講習会や草払機取扱講習会、手工芸講習会など各種講習会を実施している。

(1)施設概要

開設	平成 12 年 4 月
所在地	白井市清戸 765 番地の 2
設置者	白井市
管理・運営	白井市シルバー人材センター(平成 18 年度から指定管理)
構造	鉄骨
面積	敷地面積 1,417 m ² 建築面積 461 m ² 延床面積 461 m ²
設備等	事務室等:(公社)白井市シルバー人材センター事務室、会議室、情報コーナー 会議室等:会議室、研修室、作業室 1、作業室 2、応接室、休憩室、倉庫等 駐車場:17 台
休館日	土・日、国民の祝日、12/29～1/3

(2)利用者

市内に住所を有する 60 歳以上の者

(3)供用時間

午前9時から午後 5 時まで

(4)利用料

無料

(5)R6 年度実績

講習会名	講習内容	実施回数	募集人数	応募人数	受講人数
草刈機取扱講習会	肩掛け除草機の取扱方法及び安全に関する知識と実技の修得	2	12	13	10
植木選定技能講習会(3日)	植木選定に関する知識と実技の修得	2	16	15	13
スマートフォンの使い方講習会	基本と(キャッシュレス)体験	2	16	16	11
掃除(キッチン回り)講習会	家庭で簡単にきれいになる掃除方法と洗剤の種類を学ぶ	1	6	7	6
刃物研ぎ講習会	包丁等の刃物の研ぎ方の基礎の技能講習	3	24	88	23
網戸講習会	網戸張替えの基礎の知識と実技講習	1	6	13	6
パソコン講習会(2 日)	パソコンに少し慣れてきた方向けの講習(word、excel)	2	12	35	12
水まわり講習会	水道、トイレ等の水まわり器具に関する知識と修理方法の習得	1	6	5	5
障子張替講習会	障子張替えに関する知識と実技の講習	1	4	5	4
襖張替講習会(2 日)	襖張替えに関する知識と実技の講習	1	4	2	2
手工芸講習会(2 日)	ベストの作成	1	6	4	4
梨栽培技能講習会(6 日)	梨の生育に関する知識と実技の習得	1	20	0	0

(6)運用コスト (単位:千円)

	令和6年度
指定管理料	6,001
人件費	3,877
施設管理費	1,664
事業費	401
支出計	5,942

(7)センターの利用状況等

	令和 6 年度
開館日(年間)	243 日
講習会回数(年間)	26 回
利用者数(年間、延人数)	2,531 人
うちシルバー会員の利用 (1 日平均利用者数)	2,329 人(92%) (9.58 人)
うちシルバー非会員の利用 (1 日平均利用者数)	202 人(8%) (0.83 人)